

平成27年度における高知県地域職業訓練実施計画

平成27年4月14日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、高知県における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 平成26年度における職業訓練をめぐる状況

高知県の雇用失業情勢は、有効求人倍率が平成26年2月以降0.8倍台で推移しており、改善が進んでいるものの、正社員求人が少ないなど、依然として厳しい状況であった。

平成26年4月から平成26年12月末現在で、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は14,941人に上った。

平成26年度（平成26年12月末現在）の求職者支援訓練の受講者数は次のとおり。

基礎コース 100人、実践コース 157人 合計 257人

平成26年度の求職者支援訓練の就職率は次のとおり。

基礎コース 78.7% 実践コース 100%

（注1）平成26年4月以降に開始し、同年8月末までに、終了した訓練の訓練終了後3か月までの就職率。

（注2）就職率は、26年4月開講コースから雇用保険適用就職率を目標設定に用いているが、実績の確定に時間を要するため、従前の就職率を参考記載。

3 平成 27 年度における求職者支援訓練の実施方針

雇用失業情勢は改善が進んでいるものの、一部に厳しさがみられる状況が続くことが想定されることから、離職者を対象とする職業訓練については、平成 27 年度においても、人材不足が深刻な分野や、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

(1) 実施規模と分野、就職率に係る目標

- ・ 平成 27 年度においては、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう 320 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 490 人を上限とする。
- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の 70%）。
- ・ その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。さらに、未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

イ	基礎コース	147 人
ロ	実践コース	343 人
うち		
		・ 介護系 135 人
		・ 医療事務系 25 人
		・ 情報系、その他の成長分野、人手不足分野 183 人
- ・ より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に、独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を設定することとする。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で設定を行うこととする。
- ・ 地域ニーズ枠は、訓練認定規模の 10%以内で設定することとする。
- ・ 新規参入枠
上記のうち、新規参入枠は次のとおりとする。

イ	基礎コース	上限値 10%
ロ	実践コース	上限値 20%
- ・ 認定単位期間
四半期ごとに認定する。
- ・ これらにより、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 55%、実践コースで 60%を目指す。

(2) 訓練修了者等に対する就職支援等の充実

- ・ 求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。
- ・ このため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。
- ・ なお、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

(3) 推進体制

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、高知県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力を得られることが重要である。
- ・ このため、平成 27 年度においても、高知県地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。
- ・ また、高知県地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。
- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、高知県地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。
- ・ 求職者支援訓練の訓練規模を踏まえ、安定した就職の実現に資する分野での訓練がより設定されるよう努めるものとする。
- ・ 今後も、高知県地域訓練協議会及びワーキングチームを開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。